

差別解消法施行されたのに……，同伴拒否，半数が経験

盲導犬協会が使用者調査

日本盲導犬協会（井上幸彦・理事長）は3月24日、障害者差別解消法が施行された昨年4月からの1年間で、盲導犬使用者の5割が盲導犬の同伴拒否に遭ったとする調査報告を発表した。また、盲導犬使用者の8割が同法施行後も障害者に対する社会の理解が変化したとは思っていないことも明らかにした。

同協会から盲導犬を貸与された187人に対し、今年2月から3月にかけて職員が電話で尋ね、170人から回答を得た。そのうち94人（55%）がこの1年間で同伴拒否を経験した。

94人が拒まれた回数は計120件で、場所別では「飲食店」（73件）、「宿泊施設」（20件）が目立つ。

120件のうち協会が対応したのは54件、未解決は9件（断固拒否3件、対応継続6件）だった。

同伴拒否は2002年10月施行の身体障害者補助犬法でも禁じられているが、今回の調査では「補助犬法を（相手に）説明しても納得してもらえなかったが、差別解消法を説明したら受け入れてもらえた」とする回答もあった。

同協会は差別解消法施行を機に、昨年4月、過去の同伴拒否対応事例集をホームページ上で公開。拒否されても結果として同伴に至った事例から障害者への合理的配慮の参考にしてほしいとしている。

（福祉新聞・第2807号 2017年4月3日）

教員の相談14万件超

支援学校「機能」の調査（文部科学省）

文部科学省はこのほど、「2015年度特別支援学校のセンター的機能の取り組みに関する状況調査」の結果を発表した。1,005校（国立45校、公立947校、私立13校）の1年間の取り組み状況などをまとめた。

小中学校などの教員から受けた相談は延べ14万7,037件（1校当たり146件）。相談者は通常の学級担任、特別支援学級担当、特別支援教育コーディネーターが多かった。また、子どもや保護者からの相談は延べ13万4,837件（同134件）だった。

数が最も多い公立の特別支援学校で、自校以外の

子どもに直接指導しているのは35%。内容は「自校に来てもらい教育課程外で個別指導する」（72%）が多かった。また、福祉機関とのネットワークを支援に活用しているのは57%。医療・保険機関とのネットワークを活用しているのは53%だった。

センター的機能を実施するための課題（複数回答）としては「多様な障害に対応する教員の専門性の確保」（96%）、「地域の相談ニーズに応える校内の人材確保」（94%）、「支援内容・方法などのノウハウの確立」（82%）を挙げる声が多かった。

（福祉新聞・第2808号 2017年2月24日）